

会 議 記 録					
会 議 の 名 称		総務文教常任委員会		会議場所 第3委員会室	
				担当職員 山内	
日 時	平成26年5月20日(火)			開 議	午後 1 時 30分
				閉 議	午後 3 時 10分
出席委員		吉田 ○中村 並河 田中 山本 石野 堤 木曾			
執行機関出席者		木曾教育部長、松山学校教育課長			
事務局		藤村事務局長、山内事務局次長、阿久根副課長			
傍聴	可・否	市民 1名	報道関係者 0名		議員 0名

会 議 の 概 要

1 吉田委員長 あいさつ 開議

2 事務局日程説明

13:33～

3 案件

○行政報告

(理事者 入室)

(1) スクールバスの事故報告について

前回(5/8)の常任委員会での報告の続報

教育部長あいさつののち、学校教育課長より、事故の詳細、今後の対応等について報告

<質疑>

<山本委員>

今回の事故については、運転手に対する会社の教育不足ということもあったと思うが、先ほどの報告では、午前9時頃にトラックの運転手から警察へ連絡したということであり、事故があったのは午前8時8分なので1時間近くかかっている。バスの運転手はその間何をしていたのか。また、用務員の方が乗っておられたということだが、いつも乗っておられるのか。

<学校教育課長>

事故の際には、同乗している子どものケガの状況や、事故現場の状況を確認して対応するのは運転手の義務だと考えている。また、事故後すぐに110番しなければならないと思うが、特にスクールバスとして安全運転しなければならないバスの運転手が警察に連絡すべきだと思うし、マニュアルからも少しずれていると考えている。

<吉田委員長>

1時間近くの間、バスの運転手は何をしていたのかということを聞いている。

<学校教育課長>

事故のあと、その場にいることがかえって危険なこともあり、また学校の指示によって子どもを学校に送っていき、その後、運転手は現場にもどった。それから警察が来るのを待っていたが、なかなか来ないのでお互いに連絡していないことがわかり、

トラックの運転手が警察に連絡したものである。

< 山本委員 >

両者の合意で、子どもを送って戻ってきた時に、連絡をするということであればよいが、お互いに連絡しているものと思っていたことから 1 時間が経過したということであれば、今後、気を付けていただきたい。

< 学校教育課長 >

教育委員会としても事故現場に行き、また、学校に子どもの様子も見にいったところである。なぜ警察に連絡するまでに時間がかかったのかということについては、事業者に気を付けるように言っており、私たちが何もしなかったということではない。

< 吉田委員長 >

用務員はいつも乗っておられるのかということについてはどうか。

< 学校教育課長 >

常に用務員が乗っているということではない。用務員が他に用務のある時は乗っていないこともある。

< 吉田委員長 >

質問は用務員が常に乗っておられるのかということで、乗られない日があるのであればなぜ乗られないのか、また、その日だけ乗っておられたのであれば、その理由は。

< 学校教育課長 >

用務員自身の仕事もあるので、その日に乗っていたということは確認しているが、毎日乗っているのかということについては、学校の確認はとれていない。

< 山本委員 >

用務員の仕事の規定の中に入っているとか、業者の規則の中に入っているといったあたりを聞かせていただきたい。

< 学校教育課長 >

それは、用務員が善意で乗っているということであると思う。

< 吉田委員長 >

思うということではなしに、確認はとれないのか。

< 教育部長 >

用務員が常に乗るということは運行上になっていない。たまたまその日は、理由はわからないが乗っていたということである。

大人が同乗するというのも、安全管理面からよい方法だとわかったので、今後、そういうことも検討していきたい。

< 木曽委員 >

事故を起こした運転手は、元は市の非常勤嘱託職員であったということだが、そうであれば事故を起こした時のマニュアルや管理も含めて、それを熟知していると思っていた。このような状況であるならば、業務の委託先のみならず、会計課所管の部分も含めて、全体を見直していかなければならないのではないのか。

< 教育部長 >

市役所には、安全運転管理者がおり、そういった研修をする義務がある。公用車の安全管理ということで会計課が所管となって、研修を定期的にされているところである。

< 木曽委員 >

非常勤嘱託職員も含めた安全管理を徹底していただくようお願いする。

共立メンテナンスには、どれだけの運行を委託されているのか。

< 学校教育課長 >

別院中学校 2 台、東別院小学校 1 台、西別院小学校 1 台、育親中学校 2 台、畑野小学校 1 台、以上の委託を行っている。

< 吉田委員長 >

他のところで、他の業者に委託しているところがあれば教えてほしい。

< 学校教育課長 >

スクールバスでいうと川東小学校のスクールバスがあり、ふるさとバスの運行と合わせて混乗として行っているが、スクールバスとしての位置づけの中で、京阪京都交通に委託している。

< 吉田委員長 >

それ以外はすべて共立メンテナンスか。

< 学校教育課長 >

そのとおりである。

< 並河委員 >

学校としてもスクールバスの安全面に対して十分注意をしなければならない立場にあると思うが、学校において、このような時の対応マニュアルのようなものはないのか。

< 学校教育課長 >

今回のケースでいうと、用務員が学校へ連絡し、学校から教育委員会に連絡が入り、それで現場にかけつけたところであるが、契約に基づく運行ということで、緊急の場合には、業者から学校へ連絡されて、そこから教育委員会に連絡が入るということになっている。

< 並河委員 >

マニュアルはあるということによろしいか。

< 学校教育課長 >

マニュアルというか、そういう連絡網をとっているということである。

< 田中委員 >

用務員の雇用形態は、どういう身分であったか。

< 学校教育課長 >

用務員は非常勤嘱託職員である。

< 田中委員 >

スクールバスに乗るのか、乗らないのかなども含め、用務員の職務内容として明確にした方がよいと考える。

< 学校教育課長 >

その点については、きっちりとできるようにしていきたい。

< 中村副委員長 >

別院中学校の 2 台をはじめ、先ほど説明いただいた各学校のバスは市が購入して委託しているのか。

< 学校教育課長 >

東別院・西別院小学校、畑野小学校については、以前からバスを購入してスクールバスとして運行しており、その際、教育委員会が非常勤嘱託職員を雇用していた。

今年度から、今の 3 校についても委託業務で運行している状況である。

< 中村副委員長 >

東・西別院小学校と畑野小学校のスクールバスの運行業務は、今年度から入札によって、共立メンテナンスが落札されたと理解してよいか。

< 学校教育課長 >

育親中学校と畑野小学校は、同じエリアの中で入札している。東別院小学校と西別院小学校については、別院中学校と同じ校区ということで、昨年度に別院中学校の委託について入札をしているが、今年度は、東・西別院小学校について随意契約として委託を行っているところである。

< 中村副委員長 >

別院中学校の共立メンテナンスとの契約の中に、随意契約で東・西別院小学校を入れたということか。

< 学校教育課長 >

別院中学校の契約は、契約として別にあるが、東・西別院小学校ともそれぞれ契約している。

< 中村副委員長 >

契約はすべて平成 27 年度までか。契約期間は 1 年か、2 年か。

< 学校教育課長 >

別院中学校は平成 25 年 9 月に契約し、その後、3 年間の長期継続契約としている。これは、1 年ごとに契約を更新すると、運転手に運行にも慣れてもらえないことなど不安もあるので、3 年間の契約としている。3 年後には、現在市が保有している 7 台を一括管理したような形で契約していきたい。また、スクールバスの運行以外にも、校外活動での利用、市のイベントでの利用など、多用途に使えるよう考えている。

< 堤委員 >

契約しているバスの運行会社がドライバーとしての研修を積み重ねているということだが、今回はたまたま軽傷ですんだが、最悪の場合、死者が出たりとかすればこのような問題だけでは済まない。会社が運転手に対していい加減な指導をしているのではないか。また、契約をする立場として、教育委員会からきっちりと会社にいつているのか。

< 学校教育課長 >

業者に対しては、きつく申し入れを行っている。業者の方では、運行マニュアルにそって 16 日の午前中には研修を行い、また、今後も定期的に研修を行うこととしている。

< 堤委員 >

業者への指導を徹底していただくよう、よろしくお願いします。

川東小学校で委託している京阪京都交通も含めて、何社で入札を行ったか。

< 学校教育課長 >

物品購入等調整委員会で選定しているが、別院中学校については、6 社と聞いている。

< 木曾委員 >

共立メンテナンスとは、旅客運送法に基づいて契約しているのか。

< 学校教育課長 >

旅客運送法の適用については即答できないが、子どもたちから料金をもらっての運行ではなく、バスはいわゆる白ナンバーとなっている。

< 木曾委員 >

委託契約として会社と契約した時に、法が適用されないのか。適用されるのであれば、安全管理面などいろいろな部分で重たい責任が出てくるので聞いている。わからなければ調べておいてもらいたい。

< 学校教育課長 >

調べておく。

< 吉田委員長 >

安全管理マニュアルがあったということだが、事故後警察に連絡せず、用務員を残して子どもを学校に送って行くというのは、そのマニュアルを適用されていたのか。

< 学校教育課長 >

共立メンテナンスで安全対策マニュアルというのを作っており、この中で事故発生時の措置ということで、警察への通報も定めているが、それが遅れたということはマニュアルにそった措置ができていなかったということになる。

< 吉田委員長 >

救急車や警察を呼んで、その場にいるのが普通だと思うが、また、事故を起こした車で子どもを乗せて学校まで行くということは、途中で何か起こって二次災害となった時にだれが責任を取るのか。そのためにマニュアルがあるのであって、ことは重大だと思う。この点については業者へ注意をしたのか。

< 学校教育課長 >

ご指摘のとおりだと思う。子どもの様子や車両の確認をしたとは聞いているが、他の方法で子どもを学校に送るべきであったと思う。

今後は、事故後の対応について、教育委員会としてもしっかり指示をしていきたい。

< 吉田委員長 >

マニュアルを守っていないのは論外である。

この4月に非常勤嘱託職員が一斉に共立メンテナンスに移ったと聞いたが、何人がこの業者に雇用されたのか。

< 学校教育課長 >

2人の方が共立メンテナンスに移られた。

< 吉田委員長 >

非常勤嘱託職員としてスクールバスを運転されていた方がこの会社に移って、この会社でスクールバスが運行され、ここに市が委託をされていることは不自然だと考える。西部・南部地域両方で共立メンテナンスが落札されて業務をお願いしているが、入札の結果を教えていただきたい。後程、資料として提出願いたい。

< 木曾部長 >

入札の結果については、資料として提出させていただく。

< 石野委員 >

この法人の事業概要がわかれば教えてほしい。

< 学校教育課長 >

会社名は株式会社共立メンテナンス、設立は昭和54年9月27日、従業員数は正社員で2,254名、準社員で3,841名、資本金51億3,600万円。

この会社はアウトソーシングで、外部委託で事業を展開している。バスの運行業務以外にもフード事業、ビジネスホテルなど、多角的に事業を展開されている。また、長岡京市の公用車や兵庫県の支援学校のバスの運行管理等もされている。

< 吉田委員長 >

他にないか。なければ行政報告については以上とさせていただく。

暫時休憩する。

(理事者 退席)

14 : 18

(再開) 14 : 22 ~

< 吉田委員長 >

スクールバスの事故の件について、委員から意見をいただきたい。

< 田中委員 >

運行管理、安全管理について、会社側に強く求めていただくと同時に、三度このような事故があったらすぐに契約を解除するくらいの強い気持ちをもって、教育委員会は望んでいただきたい。

< 吉田委員長 >

他にないか。なければ、委員会として田中委員の発言のとおり、教育委員会に強く要望していきたい。また、入札の件については、別途、資料を求めていく。

— 全員了承 —

< 事務局 >

今回のスクールバスに関する要望については、口頭で事務局から行うのか。

< 吉田委員長 >

委員会名の文書で、全会一致ということでよろしく願います。

暫時休憩する。

14 : 25

(再開) 14 : 35 ~

○行政視察の総括について

< 吉田委員長 >

行政視察の総括について、別添「行政視察資料」に基づき行っていきたい。

まず、志木市について意見をよろしく願います。

< 田中委員 >

永年保存文書の保管場所の確保については、本市においては庁舎の地下に書庫があるので不要では。

< 吉田委員長 >

これは今後の取組みのところで確認させていただくこととし、課題としては削除させていただきたい。

< 木曾委員 >

保管場所として、湿気の問題などもあり、地下は適切なのか。

< 事務局 >

地下の書庫は耐火となっているので、保管場所としている。当時は永年文書もあったが、今は最長で30年となっており、30年を経過した時点で見直すこととなっている。

< 田中委員 >

30年の根拠はあるのか。

< 事務局 >

それは担当課の判断による。最長30年というのは国の法律改正によるものかどうかは定かでないが、保管スペースの問題も考慮の中にあったかもしれない。

< 吉田委員長 >

「事後報告」はこれくらいでよろしいか。

— 全員了承 —

次に、「今後の政策提言に向けて」委員会としてどう取り組むのかということだが、意見は。

< 石野委員 >

志木市ではトップダウンで取り組まれていたが、本市でもやっていくということであれば、どちらかが声をかけないとできない。

<吉田委員長>

市の方針は規則で十分だということだが、できればこちら側で走り出して、行政側を巻き込んで条例を作る方向で行ければと考えるが、それでよろしいか。

— 全員了承 —

次に、「その他」のところで意見をいただきたい。

<木曾委員>

条例を作成することにより、事務を執行するにあたって、職員の身分を守ることになるので、いいことだと考える。

<並河委員>

条例を作成することにより、いろいろな考えがある中で、共通認識としての共有ができるのではと考える。

<吉田委員長>

他によろしいか。なければ今の意見を付け加えさせていただく。

次に、児童虐待及びいじめ防止条例に移らせていただく。

「事後報告」については、資料に記載のとおりとなっている。他に意見は。

<中村副委員長>

柏市の場合は議員提案であったが、児童虐待による死亡事故がきっかけとなり、議会として何ができるのかというところから入って、議会で特別委員会を作ったということである。その中で、最初から市長部局もその委員会に入ってお互いの課題をキャッチボールしながら進めていったという話があった。そういうことを考えた時に、教育委員会では基本方針を作ってもらっているのだから、それと整合性をもってやっていくのであれば、最初から教育委員会にも入ってもらって進めていければと思う。

<吉田委員長>

今の意見については、「今後の検討」のところに入れさせていただく。

<田中委員>

柏市の説明の中で、学校現場を支える支援ということで、人件費の増額とかがされているが、本市においても学校現場を支える支援の充実をあげていただきたい。

<吉田委員長>

今の意見については、「事後報告」の「本市に導入できること」として入れさせていただきたい。

次に「今後の政策提言に向けて」だが、条例化に向けて検討すべきと思うが、中村副委員長からは、当初から教育委員会に入ってもらおうという意見もいただいた。また、柏市のように児童虐待も含めた子どもの人権を守るという総合的な条例にするという方法もある。両方ともするのであれば、合同委員会もあるし、数人ずつ出し合って特別委員会を作ることでもできるし、議運で決めた政策研究会を利用することも可能であると考えるが、このことについて意見はあるか。

<山本委員>

たまたま、いじめ防止に児童虐待もついていたところに視察にいったので、せっかくの機会なので児童虐待も入れて、今後進めていただきたい。進めるにあたって、できれば環境厚生常任委員会と一緒にやっていければと思う。中村副委員長から市長部局とも最初からということだったが、とりあえず議員で考えていき、できた段階で市長部局の意見も取り入れていければと思う。

<中村副委員長>

柏市では、市長部局よりも議員の会派調整の方が難しかったと聞いたように思う。

< 山本委員 >

柏市では議員が勉強されて、意識を同じにして作っていかれたということだが、本市でも二つをセットで進めていく方向で、その中で市長部局の意見を取り入れていく形がよいと考える。

< 吉田委員長 >

山本委員からは総合的な条例がよいという意見であったが、他になければその方向でまとめていきたいが、意見は。

< 木曾委員 >

任期中に3つの条例を制定するのは、物理的にできるのか心配である。例えば、いじめと児童虐待については、平和人権対策特別委員会でするのも一つだと考える。

< 吉田委員長 >

いろいろと意見をいただいたが、報告書の方針としては、条例化に向けて検討すべきだが、柏市のように児童虐待も含めた子どもの人権を守る条例を考えるべきとしたい。その際の形としては、合同の委員会とするのか、両常任委員会から数人ずつ出合って特別委員会を作るのか、平和人権対策特別委員会でするのか、政策研究会でするのかということがあるが、できれば一旦、委員長預かりとさせていただき、まずは環境厚生常任委員会と話をさせていただくということにしたいが、よろしいか。

— 全員了承 —

それでうまくいかなければ、政策研究会等で考えていきたいが、行政との関わりはその場で決めていただくこととしたい。

次に、「その他」については、資料に記載のとおりであるが、他に意見は。

ないようでしたら、資料に記載のとおりとさせていただく。

次に、公契約条例についてだが、「事後報告」については資料に記載のとおりだが、意見をいただきたい。

意見がないようでしたら、「事後報告」については、資料に記載のとおりとさせていただく。

次に、「今後の政策提言に向けて」に入らせていただくが、条例制定化に向けた検討と、事業者側等との意見交換についてあげている。事業者側として、建設業協会から絶対反対との意見も出されているが、業界団体の話を聞いていきたい。

< 木曾委員 >

建設業協会だけでなく、他の業種も含んだ団体の意見を聞いてはどうかと思う。

< 吉田委員長 >

間もなく6月定例会に入ってしまうので、7月以降の月例会を月2回、残りの週に1回は協議会を持っていきたいと思っている。6月定例会では常任委員会が開催されるが、他の常任委員会開催日の空いている日に、業界の人を呼んで意見を聴取したいと思っているが、よろしいか。

— 全員了承 —

呼ぶ団体については事務局等と調整していきたい。

確認になるが、6月の常任委員会においては事業者との意見交換をさせていただく。7月の1回目は公文書管理条例について、もう1回は今後公契約条例をどうするのか、また、いじめに関しては、環境厚生常任委員会と6月定例会中に調整させていただくということによりよろしくお願いします。

< 事務局 >

今まとめていただいた、行政視察の総括内容については、視察報告の共通様式に転

記させていただくので、了解をいただきたい。

< 吉田委員長 >

趣旨が変わらないようにチェックさせていただくので、最終的な報告様式への転記については、正副委員長に一任願う。

— 全員了承 —

15 : 07

15 : 07 ~

4 その他

○ 次回の日程について

< 吉田委員長 >

次回の日程については、先ほど申し上げたとおり、6月定例会中に実施させていただく。

他になれば、これで総務文教常任委員会を閉議する。

15 : 10 閉議